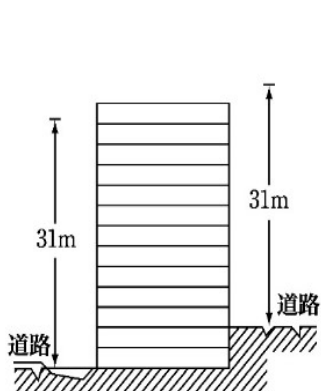


非常用の昇降機（エレベーター）

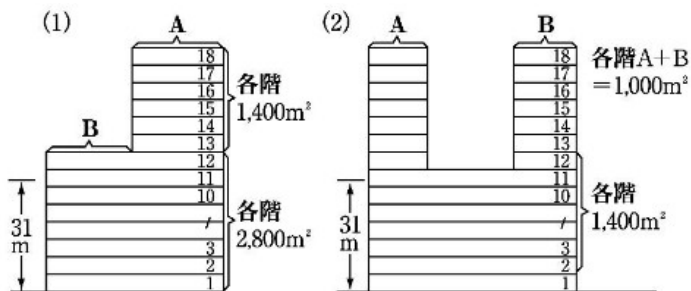
1 設置対象

(1) 建築物の部分によって地盤面が異なる場合は、低い地盤面を基準として非常用エレベーターを設置すること（第1図参照）。

また、階高の異なる建築物が複数棟接続され、1棟となっている場合には、31mを超える棟の部分には非常用エレベーターの設置が必要であること（第2図参照）。



第1図



A、B部分に各1台
ただし、12階以下の階の平面形態が避難上及び消火上有効であると認められる場合はA部分のみに設けることができる。
A、B部分に各1台

第2図

- (2) 高さ31mを超える部分の階数が4以下で、当該部分を100㎡以内に防火区画（建基政令第129条の13の2第3号の規定に定めるもの）されたものにあっても、病院、ホテル、社会福祉施設等の就寝施設を有するものには、非常用エレベーターを設置すること。
- (3) 非常用エレベーターの設置義務のない防火対象物にあっても地下4階以下の階が存する場合には、避難階から地下4階以下に通ずる非常用エレベーターを設置すること。

2 非常用の昇降機の設置を要しない建築物

建基法第34条第2項の規定により非常用の昇降機の設置を要しない建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。（建基政令第129条の13の2）

- (1) 高さ31mを超える部分も階段室、昇降機その他の建築設備の機械室、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらの類する用途に供する建築物
- (2) 高さ31mを超える部分の各階の床面積の合計が500㎡以下の建築物
- (3) 高さ31mを超える部分の階数が4以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計100㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でその構造が建基政令第112条第19項第1号イ及びハに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの（廊下に面する窓で開口面積が1㎡以内のものに設けられる法第2条第9号の2口に規定する防火設備を含む。）で区画されているもの
- (4) 高さ31mを超える部分を機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの

なお、保管する物品の不燃性の判断については、梱包材の材質等についても考慮する必要がある。

あること。

3 設置台数

非常用エレベーターの数は、高さ31mを超える部分の床面積が最大の階における床面積に応じて、次の表の数以上とすること。

当該階の床面積		非常用エレベーターの数
(1)	1,500 m ² 以下の場合	1
(2)	1,500 m ² を超える場合	3,000 m ² 以内を増すごとに(1)の数に1を加えた数

4 設置位置

非常用エレベーターは、次のより配置されていること。

- (1) 消防車両及び防災センターから容易に到達できる位置とすること。また、可能な限り防災センターから容易に見通せる位置に配置すること。
- (2) 2基以上設ける場合には、避難上及び消火上有効な感覚を保って配置しなければならないこと。また、一方に遍在することなく、建築物の各部分から平均して到達できる位置とすること。

5 乗降ロビー

- (1) 乗降ロビーの大きさは、1台あたり10m²以上とし、特別避難階段付室兼用の場合は15m²以上とすること。
- (2) 一般用エレベーターの乗降ロビーとは兼用しないこと。
- (3) 乗降ロビーに設ける外気に向かって開けることができる窓及び排煙設備については、次によること。

ア 外気に向かって開ける窓（排煙用）は、風等により閉鎖するおそれのない構造とすること。

イ 排風機を設ける場合の排煙口は、屋内から付室又は乗降ロビーに通じる出入口に近い位置に設けること。

この場合、出入口の幅員以上の長さを有するスリット状排煙口を設けること。

ウ 窓及び排煙口は、開放した場合に消火活動上又は避難上支障とならないものであること。

エ 給気口は、付室から階段室に通じる出入口又は昇降路の出入口と向かい合った配置としないこと。

出入口と給気口とが向かい合っていると階段室又は昇降機内に煙が流入し易い。

オ 政令第28条に規定する排煙設備の設置が義務付けられる建築物については、押し出し排煙方式の排煙設備又は付室を加圧するための送風機を設けた排煙設備とするよう指導すること。

- (4) 予備電源を有する照明設備は、昭和45年建設省告示第1830号に準じて設けること。
- (5) 乗降ロビーの形態は、できるだけ正方形に近い形で消防活動上有効なものであること。
- (6) 乗降ロビーは、避難経路となる廊下と兼ねないものであること。
- (7) 乗降ロビーは、避難階にも設置すること。ただし、昇降路の出入口に通ずる部分が屋外からの侵入が容易な場所であり、他の部分と消火活動上有効に区画されている場合はこの限りではない。
- (8) 特別避難階段の付室を兼ねない乗降ロビーの扉は、外開きであること。
- (9) 乗降ロビーの出入口は、廊下及び特別避難階段以外の部分に直接通じていないこと。
- (10) 乗降ロビーの開口部は、出入口及び必要な設備に伴うもの以外を設けないこと。
- (11) 屋上部分に緊急離発着場等が設置されている場合には、非常用エレベーターが屋上部分まで

着床できること。

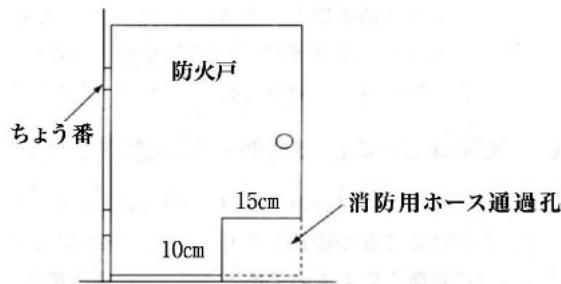
- (12) 非常用エレベーター乗降ロビー及び特別避難階段の付室には屋内消火栓、連結送水管の放水口を設置するとともに、乗降ロビー等から屋内に通ずる出入口の防火戸の下方には、次により消防用ホース通過孔を設けること。

ア 位置はちょう番の反対側下側とすること。

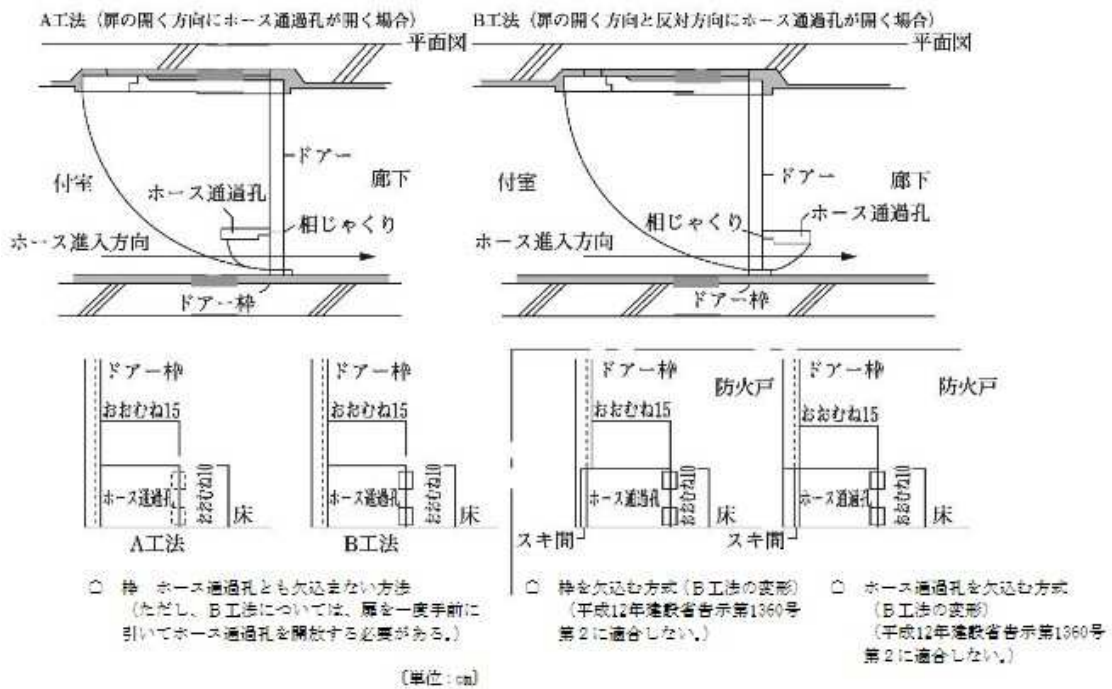
イ 幅及び高さは、それぞれおおむね15cm及び10cmとすること。

ウ 消防用ホース通過孔の部分は手で開閉できるものとし、常時閉鎖状態が保持でき、かつ、平成12年建設省告示第1360号第2の構造とすること。

エ 消防用ホース通過孔部分は蛍光性の塗色をする等、容易に位置を確認できるようにすること（第3図参照）。



第3図



第4図

なお、当該消防用ホース通過孔について、平成12年建設省告示第1360号第2に定める構造に適合すれば当該通過孔の開き方向は、第4図のA、Bいずれの工法で施工しても差し支えないものであること。

6 乗降ロビーの設置を要しない建築物の階

非常用エレベーターの乗降ロビーの設置を要しない建築物の階は、屋内と連絡する乗降ロビーを設けることが構造上著しく困難である階で次の（１）から（５）までのいずれかに該当するもの又は避難階であること（建基政令第129条13の3第3項第1号）

- （１） 当該階及びその直上階（当該階が、地階である場合にあっては当該階及びその直下階、最上階又は地階の最下階である場合にあっては当該階）が次のア又はイのいずれかに該当し、かつ、当該階の直下階（当該階が地階である場合にあっては、その直上階）において乗降ロビーが設けられていること。
 - ア 階段室、昇降機その他の建築設備の機械室その他これらに類する用途に供する階
 - イ その主要構造が不燃材料で造られた建築物その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造の建築物の階で、機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他のこれらに類する用途に供するもの
- （２） 当該階以上の階の床面積の合計が500㎡以下の階
- （３） 避難階の直情会又は直下階
- （４） その主要構造部が不燃材料で造られた建築物の地階（他の非常用エレベーターの乗降ロビーが設けられているものに限る。）で居室を有しないもの
- （５） 当該階の床面積に応じ、3設置台数の表に定める数の他の非常用エレベーターの乗降ロビーが屋内と連絡している階

7 構造

建基政令第129条の13の3第12項の規定に基づき、非常用エレベーターの構造は、次によること。

- （１） かご（構造上軽微な部分は除く。）は、不燃材料で造り、又は覆うこと。
- （２） 昇降路の出入口（構造上軽微な部分を除く。）は、不燃材料で造り、又は覆うこと。
（平成12年建設省告示第1428号）
- （３） 非常用エレベーターの昇降路の出入口は、救助活動用及び消防用としての特殊性を勘案し、破損等のおそれを防止するため、戸は鋼製とし鋼板の厚さ1.5mm以上とすること。

8 その他

非常用エレベーターの昇降路内には、消火水等が容易に入らない構造とすることとし、ピット部分には排水口を設けること。